

令和元年6月20日

宗像市議会  
議長 花田 鷹人 様

社会常任委員会  
委員長 岡本 陽子

## 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

### 第47号議案 宗像市災害弔慰金の支給等に関する条例及び宗像市災害救援資金貸付条例の一部を改正する条例について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 災害弔慰金を支給する遺族の順位に、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた兄弟姉妹を加える。
- 2 災害援護資金の貸し付けを受けようとする者は、保証人を立てることができることとする。
- 3 災害援護資金について、据置期間経過後の利率は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は年3%以内で規則で定める率とする。なお、規則では年1%とする。また、償還の方法は、これまでは半年賦償還のみであったが、年賦償還と月賦償還を加える。
- 4 災害救援資金について、貸付利率は、年3%以内で規則で定める率とする。なお、規則では年1%とする。また、償還の方法は、これまでは半年賦償還のみであったが、年賦償還と月賦償還を加える。

#### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。